

仲町組御所車保存会 規約

(名 称)

第1条 本会は仲町組御所車保存会(以下「保存会」と言う)と言う。

(目 的)

第2条 保存会は御所車の維持保存に努めるとともに会員の親睦を計り、祭礼の運営に協力し、地域の文化振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 保存会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 御所車の維持保存に関する事業。
- (2) 祭礼及びそれに伴う事業に参加し、活動する。
- (3) 後継者の育成に関する事業。
- (4) その他必要な事業。

(会 員)

第4条 保存会の会員は仲町区の構成員や、本会の主旨に賛同するものであるとする。

(役 員)

第5条 保存会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 査 2名以上

(役員の選出及び任期)

第6条 会長は総会において会員の中より選挙で選出し、その他の役員は会員の中から会長が指名し、総会において会員の承認をえる。その任期は2年とする。

ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は保存会を代表し、役員会を召集することができる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等々が発生した場合には、その職務を代行する。
- 3 会計は経理を担当する。
- 4 監査は保存会の会計並びに事業監査を主務とし、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の補選と任期)

第8条 役員に欠員が生じた場合は、役員会にてその補充を決定することができる。ただし欠員のままでも良い。

- 2 前項でいう新たな役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 保存会に顧問を置くことができ、顧問選任資格としては区長・地区総代・保存会長経験者及び、地域の文化振興に寄与している者とする。

2 顧問選任資格があっても本人は辞退することができる。

3 顧問は、保存会の運営に関する重要な事項について意見を述べるすることができる。

(会議)

第10条 保存会の会議は総会、員会とする。ただし、重要な事項については地区の総代と事前に協議すること。

2 総会は年1回開催し、その期間は11月末頃とする。ただし、臨時に総会を開催することもできる。

3 員会は必要に応じて開催することができる。なお、員会には、会長、副会長、会計、監事、顧問及び保存会の会員で構成する。

4 協議事項の内容に応じて該当者を出席させることができる。

5 すべての会議は過半数以上の出席がなければ成立しない。(委任状は可とする)

6 事業に置ける支出が壹拾萬円を超える場合は総会に諮らなければならない。

7 協議事項は出席者の過半数をもって決定する。

(運営)

第11条 本会は、会費、寄付金等の収入をもって運営する。

2 会費は下記とする

・一般会員 2000円

・会社・法人会 10000円

(会計)

第12条 会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第13条 監査は当該年度の監事あたり、会計を監査し、その結果を役員会・総会に報告する。

(慶弔)

第14条 会員死亡時には生花一对と香典料五千円とする。

2 会員には連絡簿並びに連絡リストに基づき訃報連絡をする。

(規則)

第15条 退会する際は、退会届を提出すること。

2 保存会員としてふさわしくない行動などがあった場合は、脱会させることができる。

3 当該年度末までに会費を納入しない会員は脱会させることができ、その場合、該当会員が持つ保存会にて購入した備品並びに消耗品を没収することができる。

4 上記事項で諸事情によっては考慮することができる。一度退会した会員についても役員会の承認をもって再入会することができる。

(事故の責任)

第16条 保存会は仲町組組織の確認事項および誓約書を理解し同意の上、楽しく安全な祭礼の遂行に

協力する。

2 事故発生時は速やかに詳細を調べ関係各所及び、仲町組組織へ報告。責任の所在を明らかにし、対処する。

(その他)

第17条 本会規約に定めるほか、運営上必要な事項が生じた場合は、総会に諮って決定する。

第18条 保存会の事務局を大分県杵築市杵築 665 番地 63 に置くこととする。保存会と事務局住所は同じとする。

第19条 保存会として祭礼時に寄付をすることができる。

付則

仲町組御所車保存会 平成26年12月12日設立

本規約は平成26年12月13日から施行する